

消費者被害情報

ウクライナ情勢を悪用した手口にご注意下さい！



相談事例

「ウクライナに送る冬物の衣類を買い取りたい」という勧誘の電話がありました。承したら、来訪した事業者に貴金属を見せろと言われた。

ウクライナの戦地に送る冬物の衣類を買い取りたいと、訪問購入業者から自宅に勧誘の電話があった。寒い地域の避難民に役立ててもらえればと思い、冬物の衣類をまとめて来訪を待ったが、来訪した訪問購入業者に「冬物衣類はいらないので貴金属を見せて欲しい」と言われた。売れるような貴金属はないと断ると、衣類は別のトラックで回収に来ると言い残し、トラックは来ることはなかった。ウクライナ情勢を悪用した手口だと感じた。

ポイント

訪問購入の心得！

1. いきなり訪問してきた業者には対応しない
(突然訪問して勧誘することは禁止されています。)
2. 事前に買い取りを承諾した物品以外売らない
(消費者が勧誘を受け入れた物品以外の物品についての勧誘は禁止されています。)
(承諾した物品を売却した際には物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等について記載された書面の交付を求めてください。)
3. おやみに貴金属を見せない、触らせない



不審に思った場合、
トラブルにあった場合は

消費者ホットライン

い や や い や や!
188
局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

発行・問い合わせ先

御所野地域包括支援センターけやき

電話 018 (838) 6382 / 直通

FAX 018 (826) 0652

